宇都宮市特定建設工事共同企業体取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事のうち、次条に定める工事(以下「特定建設工事」という。)の適正な施工の確保を図ることを目的に、共同企業体の結成及び指名等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(工事の種類等)

- 第2条 特定建設工事の種類及び規模は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 種類
 - ア 市内建設業者の振興及び育成につながる大規模な工事
 - イ 特殊工法を内容とする等により市内建設業者の技術の習得の促進に寄与すると認められる工事
 - ウ 特別な理由により、単独請負では確実な施工が確保できないおそれがある工事
 - (2) 規模
 - ア 土木構造物工事 1件の設計金額が2億円以上のもの
 - イ 建築物工事 1件の設計金額が3億円以上のもの
 - ウ 造園工事 1件の設計金額が1億円以上のもの
 - エ 設備等工事 1件の設計金額が2億円以上のもの
 - オ 土木構造物の解体工事 1件の設計金額が2億円以上のもの 建築物の解体工事 1件の設計金額が3億円以上のもの
 - カ その他工事の規模,性格等により必要と認められる工事
- 2 市長は、前項に掲げるもののほか、当該工事の性格、内容等を総合的に勘案の上、特 定建設工事として施工する工事を決定するものとする。

(工事の主体)

- 第3条 前条の特定建設工事は、共同企業体により施工させるものとする。
- 2 前項の共同企業体は、入札参加資格を有する建設業者が特定建設工事ごとに結成するものとする。

(構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、原則として3者以内とする。ただし、当該特定建設 工事が大規模であって、かつ、技術的難度の高いと認められるものについては、5者以 内とすることができる。

(構成員の組合せ)

第5条 共同企業体の構成員の組合せは、原則として同一等級又は直近等級に属する者の組合せとするものとする。

(出資比率)

- 第6条 共同企業体の構成員1社当たりの出資比率の最小限度基準は、構成員の数に応じ、 次の各号に定めるところによる。
 - (1) 2社の場合 30パーセント以上
 - (2) 3社の場合 20パーセント以上
 - (3) 4社の場合 15パーセント以上
 - (4) 5社の場合 10パーセント以上

(構成員の選考)

第7条 契約課長は、共同企業体の代表者又は構成員となるべき建設業者の選考について、 入札参加審査委員会(以下「審査委員会」という。)に付議するものとする。この場合 において、契約課長は、共同企業体の結成の方式、構成員の数、出資割合及び構成員と なるべき要件についての審査も併せて付議しなければならない。

(企業体の結成)

- 第8条 契約課長は、前条において共同企業体の構成員となるべき者として選考された建 設業者に対し、次の各号に掲げる事項を通知するものとする。
 - (1) 共同企業体の結成の方式及び特定建設工事の概要
 - (2) 提出書類及びその提出期限
- 2 共同企業体は、前条において選考された建設業者の間で任意に結成するものとする。 この場合において、前条の建設業者は、同一特定建設工事において2以上の共同企業体 の構成員となることができない。
- 3 前項の規定により結成された共同企業体は、その代表者となるべき建設業者を1社選 定しておくものとする。
- 4 第1項第2号の提出書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 特定建設工事入札参加資格審查申請書(共同企業体)(別記様式第1号)
 - (2) 特定建設工事共同企業体協定書(別記様式第2号)
 - (3) 特定建設工事共同企業体経営規模等総括表 (別記様式第3号)

- (4) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し
- 第9条 契約課長は、第7条において代表者となる建設業者のみを選考した場合においては、当該代表者として選考された建設業者に対し、前条第1項各号に掲げる事項のほか、 共同企業体の他の構成員の要件を通知するものとする。
- 2 前項の代表者として選考された建設業者は、前項により通知された他の構成員の要件 を満たす建設業者と共同企業体を自主結成するものとする。

(入札参加資格申請手続)

第10条 第8条第2項又は前条第2項の規定により共同企業体が結成されたときは、指定の期日までに第8条第4項に掲げる書類各1部を市長に提出して、当該特定建設工事に係る入札参加資格の審査を受けなければならない。この場合において、指定の期日までに書類の提出がない共同企業体は、当該特定建設工事に係る指名競争入札への参加を辞退したものとみなす。

(資格の審査)

第11条 市長は、前条により入札参加資格審査の申請書が提出されたときは、契約課長 にその内容を審査させ、入札参加資格の有無を決定するものとする。

(参加企業体の決定)

- 第12条 契約課長は、前条により入札参加資格があると決定された共同企業体の指名について、審査委員会に付議するものとする。
- 2 前項の場合において、共同企業体の結成数が予定数に満たなかった場合は、第7条及び第8条第2項又は第9条第2項の手続を経て、特定建設工事共同企業体を追加することができる。

(共同企業体の有効期間)

- 第13条 市が契約した共同企業体の有効期間は、当該特定建設工事の完成後3月を経過した日までとする。ただし、当該特定建設工事についてかし担保責任がある場合には、当該共同企業体の各構成員は、当該有効期間の経過後もなお連帯してその責めを負うものとする。
- 2 当該特定建設工事につき結成された共同企業体のうち契約の相手方とならなかったものの有効期間は、当該特定建設工事の契約が締結されたときをもって終了するものとする。

(実施要項の提出)

第14条 市の工事を受注した共同企業体の代表者は、契約締結の日から5日以内に特定 建設工事共同企業体協定書第9条及び第19条に基づく実施要項(別記様式第4号)1 部(組)を市長に提出しなければならない。

(入札書等の表示)

- 第15条 入札書及び契約書に表示する共同企業体の名称は、次のとおりとする。
 - ○○ 建設共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役

氏 名

○○建設株式会社 代表取締役

氏 名

(補 則)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 宇都宮市特定建設工事共同企業体取扱要領(平成元年4月1日制定)は、廃止する。附 則
 - この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。